

恵那市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（以下「地方教育行政法」という。）第1条の4の規定により、恵那市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

一部改正〔平成30年告示63号の11〕

(所管事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地方教育行政法第1条の3に規定する恵那市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱又は教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定による恵那市教育振興基本計画の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4) その他、前各号に掲げる事務の調整及び総合教育会議の運営に関すること。

一部改正〔平成30年告示63号の11〕

(構成員)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

一部改正〔平成30年告示63号の11〕

(会議)

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集し、市長が会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 4 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

一部改正〔平成30年告示63号の11〕

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。

(事務局)

第7条 総合教育会議の事務局を教育委員会事務局教育総務課に置く。

一部改正〔平成28年告示64号の3・29年44号の1・30年63号の11〕

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成30年告示63号の11〕

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日告示第64号の3)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日告示第44号の1)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日告示第63号の11)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。